

令和3年3月制定

## 第8次

# 行政改革大綱

(期間：令和3年度～令和5年度)

弟子屈町



## 目 次

第 1	行政改革大綱策定の趣旨 .....	2
第 2	行政改革推進本部の検討体制 .....	3
第 3	行政改革推進検討項目 .....	4
1	業務の合理化・効率化・統廃合 .....	4
2	書面規制、押印、対面規制の見直し .....	5
3	OA化の推進 .....	6

# 第1 行政改革大綱策定の趣旨

## 1 行政改革の必要性

本町においては、これまで第7次までの行政改革大綱を策定し、行政改革を推し進め、一定の成果・効果を挙げたところですが、今後も自治体行政を取り巻く情勢は、人口減少、少子・高齢化の進展、公共施設等の老朽化に加え、未だ終息の兆しが見えない新型コロナウイルスなどの影響もあり、引き続き厳しい状況にあります。

このことから、限られた行財政資源を効果的かつ戦略的に活用するため、これまでの行政改革を継続し、今まで以上に業務の合理化や効率化に取り組み、複雑化・高度化する諸課題など、本町を取り巻く環境の大きな変化に万全の備えをもって対応できるような体制が求められます。

## 2 第8次行政改革大綱の基本的な考え方

これまでの行政改革では公共施設の適正化、組織機構の見直し、執務環境の向上、使用料の適正化に向けた調査検討、民間委託の推進、収入の創造など、簡素で効率的な行政運営を実現するため検討を進めてまいりました。

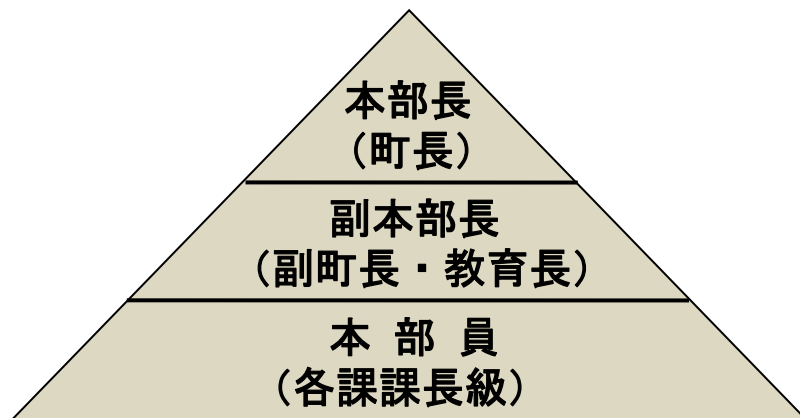
第8次行政改革大綱においても、これまでと変わらず、簡素で効率的な行政運営を目指すことはもちろんではありますが、それに加えて、新型コロナウイルスとの共存が必要となった時代の転換期では、従来にはなかった生活スタイルが生まれ、働き方も大きく変わるなど、これまで「当たり前」であったことが通用しなくなり、自治体行政においても、その時代に合わせて新たな対応や改革が求められます。

この状況を踏まえて、第8次行政改革大綱では、人口減少による財政規模の縮小に伴って職員数も減少傾向にある中で、地方分権や住民ニーズの多様化、コロナ禍などによって、業務量は維持若しくは増加していますが、現在の業務体制でも職員に過度な負担をかけずに、行政サービスの質を向上させるため、現在の行政業務を再点検し、必要に応じた統廃合を行うなど、一層の業務の合理化を図ることを基軸に検討を進めてまいります。

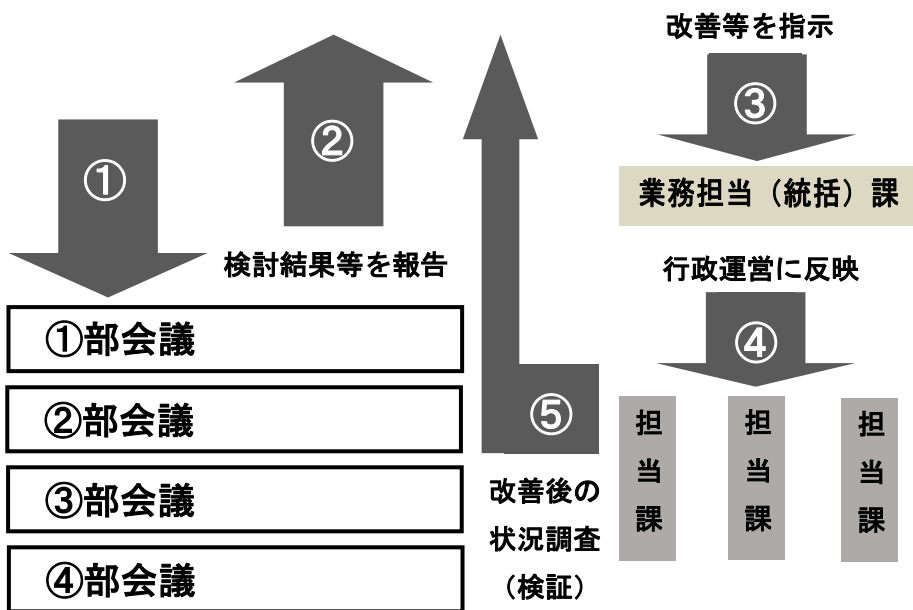
## 2 行政改革推進本部の検討体制

第8次行政改革推進本部（行政改革推進体制と進行管理）

本部員会議



部会議（プロジェクトチーム）



### 《組織》

- 町長、副町長、教育長、各課課長級で組織（課長会議と同じメンバー）

### 《役割》

- 行政改革大綱の策定、改定
- 部会に検討課題を指令
- 部会からの検討結果の承認
- 承認した検討結果に基づき、業務（統括）担当課等に改善を指示
- 各課等へ改善後の現況調査
- 検証作業及び検証結果のまとめ

### 《組織》

- 本部員会議の指令により、部会議を組織
- 部会長は本部員会議で本部員の中から役職による選出
- 部会員は本部員会議で職員の中から役職による選出

### 《役割》

- 本部員会議の指令により、課題検討
- 検証方法（案）の検討
- 検討結果及び検証方法（案）を本部員会議へ報告

### 《その他》

- 検討結果等が本部員会議で承認された段階で部会は解散

## 第3 行政改革推進検討項目

### 1 業務の合理化・効率化・統廃合

これまでの行財政改革等によって、職員数が減少している中、住民ニーズの複雑・多様化、地方分権の更なる進展などにより、行政業務は増加傾向にあります。

その影響により、職員1人あたりの業務量が増加し、時間外勤務に迫られるとともに休暇が取得しにくい状況にあります。

個々の業務量の増加、広範囲化により係員が係全体の業務を把握できず、決裁（チェック）が機能しないことを起因とするミスの増加や業務の遅滞など、適正な業務執行に支障を来しています。特にその業務に不慣れな若手職員や人事異動後の職員だけに業務を任せきりにすると、よりそれが顕著となります。更には外部団体等の金銭管理を職員1人だけに任せると、不正があったとしても見抜けないことも懸念されるところです。

これらのことから、職員個々の業務負担の軽減を図ることで、他の業務に目を向ける時間的余裕を創出するほか、時間外勤務の縮減、休暇を取得しやすい環境を目指すため業務の合理化・効率化・統廃合を検討します。

#### 《具体的な検討事項》

- ① 業務の洗い出し（可視化）
- ② 廃止すべき業務の選定
- ③ 統合すべき業務の選定（一元化など）
- ④ 民間活用が可能な業務の選定
- ⑤ 原則的な取り扱いの策定

## 2 書面規制、押印、対面規制の見直し

各種の行政手続については、書面によるものや押印を求めるものなど、行政機関に足を運ばないと手続ができないものが多く存在しますが、新型コロナウイルス感染症の終息の目処が付かない中、感染を防止するため、可能な限り人と人との接触を減少させることが求められています。

現在、各企業、国の省庁等において、テレワークの取組が推進される中、行政手続等における書面主義、押印主義、対面主義がそれを阻害していることから、国では、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度の見直しの一環として、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しを進め、地方公共団体に対しても、その対応を求めているところです。

また、国では、この見直しを新型コロナウイルス感染症まん延防止のみならず、業務そのものの見直しによる、行政サービスの効率化・効果的な提供に資するものとして捉えています。

本町においても、行政手続のためだけの来庁者数を減少させ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止するとともに業務の効率化、行政サービスの利便性の向上を図ることを目的に行政手続を自宅等で行えるオンライン化など、国の見直し基準等に準じた、書面規制・押印、対面規制の検討をいたします。

なお、書面、対面規制に伴う行政手続のオンライン化と押印の見直しは分けて検討いたします。

### 《具体的な検討事項》

#### (1) 行政手続のオンライン化

- ① オンライン化が可能かつ必要な行政手続の洗い出し
- ② オンライン化に向けた環境整備の必要性の有無
- ③ 費用対効果等の検証

#### (2) 押印の見直し

- ① 現状の押印書類の洗い出し
- ② 押印廃止する行政手続きの決定
- ③ 押印廃止に伴う代替手段の検討
- ④ 原則的な取り扱いの策定

### 3 O A化の推進

現在、新型コロナウイルスの影響で、学校では1人1台のタブレットや遠隔授業などが行われ、ビジネスでもテレワークやワーケーションが導入され、O A化が加速しています。

本町においてもO A化を推進し、パソコンがなければ仕事ができない状況になり作業は効率化されているものの、職員の負担は軽減されず、事務事業の向上のための思考検討や住民対応に多くの時間を割り当てることができない職員が多く存在します。

このことから、業務の効率化と住民サービスの向上を更に推進するため、これまで取り組んできたO A化を再検証するとともに、O Aを含めた現代の情報通信、処理技術などを活用した作業手順の見直しと省力化に加えて、社会一般の電子化に追随した整備と運用を見据えた検討をいたします。

なお、O A分野の検討にあたっては、弟子屈町O A運用会議と連携を図りながら検討を進めることとする。

#### 《具体的な検討事項》

- ① 必要なO A化の検討
- ② 各種業務手順の見直し
- ③ 費用対効果等の検証



